第百二十三条第一項第四号ただし書中「第百十二条第十項ただし書」を「第百十二条第十五項ただし書」に改め、同項第六号中「第百十二条第十三項第二号」を「第百十二条第十八項第二号」に改め、同条第三項第六号ただし書中「第百十二条第十項ただし書」を「第百十二条第十五項ただし書」に改める。

第百二十六条の二第二項中「第百十二条第十三項第一号イ」を「第百十二条第十八項第一号イ」に改める。

第百二十八条の三第二項及び第三項中「第百十二条第十三項第二号」を「第百十二条第十八項第二号」に改め、同条第五項中「第百十二条第五項から第十一項まで及び第十三項から第十五項まで」を「第百十二条第六項から第十項まで、第十三項、第十五項、第十六項及び第十八項から第二十項まで」に、「第百二十九条の二の五第一項第七号（第百十二条第十九項」に、「第百十二条第五項中」を「第百十二条第六項中」に、「同条第六項及び第七項」を「同条第七項から第九項までの規定」に、「同条第九項」を「同条第十項」に、「特定避難時間倒壊等防止建築物」を「第百三十六条の二第一号ロ若しくは第二号ロに掲げる基準に適合する建築物」に改め、「「建築物の部分」とあるのは「地下街の各構えの部分」と」を削り、「同条第十項」を「同条第十三項中「該当する建築物」とあるのは「規定する用途に供する地下街の各構え」と、同条第十五項」に、「読み替える」を「「建築物」とあるのは「地下街の各構え」と読み替える」に改める。

第百二十八条の四第一項第一号の表中

耐火建築物又は法第二十七条第一項の規定に適合する特殊建築物（特定避難時間が一時間未満である特定避難時間倒壊等防止建築物を除く。）	準耐火建築物又は特定時間が四十五分間以上一時間未満である特定避難時間倒壊等防止建築物

に改め、

主要構造部を耐火構造とした建築物又は法第二条第九号の三イに該当する建築物（一時間準耐火基準に適合するものに限る。）	この表において準耐火建築物とみなされるものを含み、準耐火建築物は、同条の規定により耐火建築物とみなされるものを含む。
法第二条第九号の三イ又はロのいずれかに該当する建築物（一時間準耐火基準に適合するものを除く。）	

を

避難一時間

を削る。

第百二十八条の五第一項中「耐火建築物、」を「主要構造部を耐火構造とした建築物又は」に、「準耐火建築物又は法第二十七条第一項の規定に適合する特殊建築物（特定避難時間が四十五分間未満である特定避難時間倒壊等防止建築物を除く。第四項において同じ。）」を「建築物」に改め、同条第四項中「第百十二条第十三項第二号」を「第百十二条第十八項第二号」に、「耐火建築物、」を「主要構造部を耐火構造とした建築物又は」に、「準耐火建築物又は法第二十七条第一項の規定に適合する特殊建築物」を「建築物」に改める。

第五章の三を削る。

第百二十九条第一項中「次条」を「次条第四項」に、「若しくは」を「又は」に改め、「又は特定避難時間倒壊等防止建築物」を削る。

第百二十九条の二第一項中「若しくは」を「又は」に改め、「又は特定避難時間倒壊等防止建築物であるもの」を削り、「第百十二条第五項、第九項及び第十二項」を「第百十二条第六項、第十項から第十二項まで及び第十七項」に改める。

第五章の二の二を第五章の三とする。

第百二十九条の二の四第一号中「及び第二号」を「又は第二号」に改め、第五章の四第一節中同条を第百二十九条の二の三とする。

第百二十九条の二の五第一項第七号中「第百十二条第十四項」を「第百十二条第十九項」に改め、「、第百十三条第一項の防火壁」の下に「若しくは防火床」を加え、「以下この号」を「ハ」に改め、同号ハ中「から第四項まで、同条第五項（同条第六項」を「、第百十二条第十八項第二号ロ若しくは第三項から第五項まで、同条第六項（同条第七項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に、「同条第八項（同条第六項」を「同条第九項（同条第七項」に、「同条第十二項」を「同条第十七項」に改め、「防火壁」の下に「若しくは防火床」を加え、同条第二項第一号中「この号から第三号まで」を「以下この項」に改め、同項第二号中「水槽」を「水槽」に、「水栓」を「水栓」に、「保つ等」を「保つことその他の」に改め、第五章の四第一節の二中同条を第百二十九条の二の四とし、第百二十九条の二の六を第百二十九条の二の五とし、第百二十九条の二の七を第百二十九条の二の六とする。

第百二十九条の七第一号、第三号、第四号及び第五号イ(1)中「かご」を「籠」に改め、同号ロ中「第百二十九条の二の五第一項第三号ただし書」を「第百二十九条の二の四第一項第二号ただし書」に改める。

第百二十九条の十三の二第三号中「第百十二条第十三項第一号イ」を「第百十二条第十八項第一号イ」に改める。

第百三十条の見出し中「場合」を「場合等」に改め、同条中「第四十八条第十五項」を「第四十八条第十六項第一号」に改め、同条第一号を次のように改める。

一　増築、改築又は移転が特例許可を受けた際における敷地内におけるものであること。

第百三十条第二号中「第四十八条各項」の下に「（第十五項から第十七項までを除く。次号において同じ。）」を加え、同条に次の一項を加える。

2　法第四十八条第十六項第二号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

一　日用品の販売を主たる目的とする店舗で第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域内にあるもの

二　共同給食調理場（二以上の学校（法別表第二(い)項第四号に規定する学校に限る。）において給食を実施するために必要な施設をいう。）で第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域内にあるもの

三　自動車修理工場で第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域内にあるもの

第百三十五条の二十三を第百三十五条の二十四とし、第百三十五条の二十から第百三十五条の二十二までを一条ずつ繰り下げ、第百三十五条の十九の次に次の一条を加える。

（耐火建築物と同等以上の延焼防止性能を有する建築物等）

第百三十五条の二十　法第五十三条第三項第一号イの政令で定める建築物は、次に掲げる要件に該当する建築物とする。

一　外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に防火設備が設けられていること。

二　壁、柱、床その他の建築物の部分及び前号の防火設備が第百三十六条の二第一号ロに掲げる基準に適合し、かつ、法第六十一条に規定する構造方法を用いるもの又は同条の規定による認定を受けたものであること。

2　前項の規定は、法第五十三条第三項第一号ロの政令で定める建築物について準用する。この場合において、前項第二号中「第百三十六条の二第一号ロ」とあるのは、「第百三十六条の二第二号ロ」と読み替えるものとする。

第百三十六条の二を次のように改める。

（防火地域又は準防火地域内の建築物の壁、柱、床その他の部分及び防火設備の性能に関する技術的基準）

第百三十六条の二　法第六十一条の政令で定める技術的基準は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一　防火地域内にある建築物で階数が三以上のもの若しくは延べ面積が百平方メートルを超えるもの又は準防火地域内にある建築物で地階を除く階数が四以上のもの若しくは延べ面積が千五百平方メートルを超えるもの　次のイ又はロのいずれかに掲げる基準

イ　主要構造部が第百七条各号又は第百八条の三第一項第一号イ及びロに掲げる基準に適合し、かつ、外壁開口部設備（外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に設ける防火設備をいう。以下この条において同じ。）が第百九条の二に規定する基準に適合するものであること。ただし、準防火地域内にある建築物で法第八十六条の四各号のいずれかに該当するものの外壁開口部設備については、この限りでない。